

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 課徴金（第三十三条の五―第三十三条の十七）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券</p>

(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。)に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条、第一条の七及び第三十三条の五において同じ。)
である場合であつて、特定社債券(資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ)と分離して新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。)のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

3 (略)

(適格機関投資家向け勧誘に該当する場合)

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券(優先出資法に規定する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。)、資産流動化法に規定す

(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。)に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。)
である場合であつて、特定社債券(資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。)と分離して新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。)のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

3 (略)

(適格機関投資家向け勧誘に該当する場合)

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券(優先出資法に規定する優先出資証券(第三条の六、第十条の三及び第二十八条において「優先出資証券」という。)、

る優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）
新株引受権証券（優先出資法に規定する優先出資引受権証券を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の三及び第十七条の三において同じ。）
若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）
又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）
次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ・ロ（略）

二・三（略）

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の九の二 法第二条第八項第七号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下

資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）
新株引受権証券（優先出資法に規定する優先出資引受権証券を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の三及び第十七条の三において同じ。）
若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）
又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）
次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ・ロ（略）

二・三（略）

（新設）

同じ。)をいう。以下この条において同じ。)の売買であつて同
号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高
の一日当たりの平均額の、毎月末日から起算して過去六月間に
行われた上場有価証券等のすべての取引所有価証券市場及び店頭
買有価証券市場における売買に係る総取引高の一日当たりの平均
額に対する比率が百分の一であること。

二 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の
売買であつて法第二条第八項第七号イに掲げる売買価格の決定方
法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一日当たりの平均
額の、毎月末日から起算して過去六月間に行われた当該銘柄のす
べての取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場における売
買に係る総取引高の一日当たりの平均額に対する比率が百分の十
であること。

(上場有価証券に準ずる有価証券等)

第三条 法第六条第二号(法第十二条、第二十三条の十二第一項、第
二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及
び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定(法
第二十四条の六第四項を除く。)を法第二十七条において準用する
場合を含む。以下この条において同じ。)及び第二十四条第一項第
二号(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七
条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める有価証
券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号、第二十五条第三項

(上場有価証券に準ずる有価証券等)

第三条 法第六条第二号(法第十二条、第二十三条の十二第一項、第
二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及
び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定(法
第二十四条の六第四項を除く。)を法第二十七条において準用する
場合を含む。以下この条において同じ。)及び第二十四条第一項第
二号(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七
条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める有価証
券は、店頭売買有価証券(法第七十六条に規定する店頭売買有価証

及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。

（証券会社が自己又は委託の別を明らかにする対象から除かれる顧客）

第十五条の四の二 法第三十八条ただし書に規定する政令で定める者は、第十八条の五各号に掲げる者とする。

（禁止行為から除かれる行為）

第十五条の七 法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める行為は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。第二十条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。第二十条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条において同じ。）若しくは一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう

券をいう。以下同じ。）とし、法第六条第二号、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。

（新設）

（新設）

。以下この条及び第二十条において同じ。）をする場合における当該一連の上場有価証券売買等若しくは一連の店頭売買有価証券売買等をする行為又はこれらの委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等という。第二十条及び第二十一条において同じ。）をする行為とする。

（最良執行方針等）

第十六条の二 法第四十三条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 有価証券の売買等（次に掲げるものを除く。）
 - イ 上場株券等（法第七十九条の二第七号に規定する上場株券等をいう。以下この条において同じ。）の売買
 - ロ 店頭売買有価証券の売買
 - ハ 取扱有価証券（法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買
 - 二 外国市場証券先物取引
 - 三 有価証券店頭デリバティブ取引（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）
- 2 | 法第四十三条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければならない。

（新設）

3| 法第四十三條の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

4| 第十五條の五の規定は、法第四十三條の二第六項において法第四十條第二項の規定を準用する場合について準用する。

(分別保管の対象から除かれる取引)

第十六條の二の二 法第四十七條第一項(法第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券店頭デリバティブ取引

二 外国市場証券先物取引

三 前二号に掲げる取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引

(顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十六條の二の三 第十五條の五の規定は、法第四十七條の二第二項において法第四十條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五條の五第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同條第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十條第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七條の二第二項に規定する同意

(分別保管の対象から除かれる取引)

第十六條の二 法第四十七條第一項(法第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券店頭デリバティブ取引(法第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。)

二 外国市場証券先物取引

三 前二号に掲げる取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引

(顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十六條の二の二 第十五條の五の規定は、法第四十七條の二第二項において法第四十條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五條の五第一項中「事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、同條第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十條第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七條の二第二項に規定する同意

の取得」と読み替えるものとする。

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-----------	-----	-----------	-----	---------

(削る)

の取得」と読み替えるものとする。

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
第三十七条			株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの(第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。)		有価証券で内閣府令で定めるもの

第四十二条							(略)	第三十八条
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買又は同項第五号に掲げる取引

第四十二条							(略)	第三十八条及び第三十九条
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	有価証券 有価証券店頭デリバティブ取引
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券 同項第五号に掲げる取引

有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号（イを除く。）若しくは第四号に定める行為、有価証券指数等先物取引等（同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二條第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第六十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号（イを除く。）若しくは第四号に定める行為、有価証券指数等先物取引等（同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>三号に掲げる行為をい う。以下同じ。)若し くは有価証券店頭デ リ タイプ取引等</p>	<p>該有価証券に係る有価 証券指数を含む。以下 この号において同じ。 に係るものにあつて は有価証券指数等先物 取引又はこれに係る第 二条第八項第二号若し くは第三号に掲げる行 為をいい、第六十五条 第二項第四号に掲げる 有価証券に係るものに あつては有価証券指数 等先物取引に係る第二 条第十一項第二号に掲 げる行為をいう。以下 同じ。)有価証券オ プション取引等(第六 十五条第二項第一号か ら第三号までに掲げる 有価証券に係るものに あつては有価証券オプ ション取引又はこれに 係る第二条第八項第二</p>
---	---

<p>三号に掲げる行為をい う。以下同じ。)若し くは有価証券店頭デ リ タイプ取引等</p>	<p>該有価証券に係る有価 証券指数を含む。以下 この号において同じ。 に係るものにあつて は有価証券指数等先物 取引又はこれに係る第 二条第八項第二号若し くは第三号に掲げる行 為をいい、第六十五条 第二項第四号に掲げる 有価証券に係るものに あつては有価証券指数 等先物取引に係る第二 条第十一項第二号に掲 げる行為をいう。以下 同じ。)有価証券オ プション取引等(第六 十五条第二項第一号か ら第三号までに掲げる 有価証券に係るものに あつては有価証券オプ ション取引又はこれに 係る第二条第八項第二</p>
---	---

	<p>証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう</p>
<p>号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券オプション取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為</p>	<p>証券取引所に上場されている第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券若しくは同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券に該当する同項第一</p>

<p>号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券オプション取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為</p>	

<p>証券先物取引又はこれ 先物取引等（外国市場 の規定は外国市場証券 先物取引等（第六十五 条第二項第一号から第</p>	<p>同項第五号及び第十号 の規定は外国市場証券 先物取引等（第六十五 条第二項第一号から第</p>	<p>当該上場有価証券等に 係る買付け若しくは売 付け若しくは有価証券 指数等先物取引、有価 証券オプション取引、 外国市場証券先物取引 若しくは有価証券店頭 デリバティブ取引をす る行為又はこれらの委 託等をする行為</p>	<p>証券先物取引又はこれ 先物取引等（第六十五 条第二項第一号から第</p>	<p>同項第五号及び第十号 の規定は外国市場証券 先物取引等（第六十五 条第二項第一号から第</p>	<p>号若しくは第二号に掲 げる有価証券をいう</p>
---	--	---	---	--	---------------------------------

<p>証券先物取引又はこれ 先物取引等（外国市場 の規定は外国市場証券 先物取引等（第六十五 条第二項第一号から第</p>	<p>同項第五号及び第九号 の規定は外国市場証券 先物取引等（第六十五 条第二項第一号から第</p>	<p>証券先物取引又はこれ 先物取引等（第六十五 条第二項第一号から第</p>	<p>同項第五号及び第九号 の規定は外国市場証券 先物取引等（第六十五 条第二項第一号から第</p>
---	--	---	--

<p>二 第四十三條の</p>	
<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>に係る第二条第八項第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）に係るものにあつては外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては外国市場証券先物取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為</p>
<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号</p>	<p>に係る第二条第八項第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）に係るものにあつては外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては外国市場証券先物取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為</p>

<p>(新設)</p>	
	<p>に係る第二条第八項第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）に係るこれらの者が行う行為</p>
	<p>に係る第二条第八項第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）に係るものにあつては外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては外国市場証券先物取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為</p>

第十五条の七	法第四十二条第一項第九号	法第六十五条の二第五項において準用する法	(略)	(略)	(略)			<p>までに掲げる有価証券 (当該有価証券に係る 有価証券指数を含む。)に係る有価証券指数 等先物取引、有価証券 オプション取引及び外 国市場証券先物取引並 びに同項第五号に掲げ る取引</p>
--------	--------------	----------------------	-----	-----	-----	--	--	--

(金融機関の禁止行為に関する読替え)

第十七条の六の二 第十五条の七の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める行為について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

	第四十二条第一項第九号
<p>法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条において同じ。</p>	<p>法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの売買、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二十一条第一項に規定する有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等（法第百五十九条第一項に規定する上場有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう</p>

<p>法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。第二十条及び第二十一条において同</p>	<p>法第五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条において同じ。</p>	<p>法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。</p>	<p>以下この条において同じ。</p> <p>法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものの売買又は店頭売買有価証券店頭指数等（法第五十九条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。</p>
---	--	---------------------------------	--

じ。

(金融機関の最良執行方針等に関する読替え)

第十七条の六の三、第十六条の二の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十三条の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第十六条の二 第一項第一号</p>	<p>有価証券の売買等</p>	<p>法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買又は同項第一号から第三号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引</p>
--------------------------	-----------------	---

(新設)

第十六条の二 第一項第一号 イ	以下この条において同 じ。）	以下この条において同 じ。）であつて法第六 十五条第二項第一号か ら第三号までに掲げる もの
第十六条の二 第一項第一号 ロ及びハ	有価証券	有価証券（法第六十五 条第二項第一号から第 三号までに掲げる有価 証券に限る。）
第十六条の二 第一項第二号	外国市場証券先物取引	法第六十五条第二項第 一号から第三号までに 掲げる有価証券（当該 有価証券に係る有価証 券指数を含む。）に係 る外国市場証券先物取 引
第十六条の二 第一項第三号	有価証券店頭デリバテ イブ取引	法第六十五条第二項第 五号に掲げる取引
第十六条の二	上場株券等	上場株券等（法第二十

第三項	
	五条第二項第一号から 第三号までに掲げる有 価証券に限る。
有価証券	有価証券（法第六十五 条第二項第一号から第 三号までに掲げる有価 証券に限る。）

第十七条の七 第十六条の二の三の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等をいう。以下同じ。）又はその委託等若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合で

第十七条の七 第十六条の二の二の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等（法第五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）又は一連の店頭売買有価証券売買等（法第五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。以下この条及び次条にお

なければ、してはならない。

2 前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができない証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一 当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合 当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二 その他の場合 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、

いて同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2 前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができない証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一 当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合 当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二 その他の場合 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。以下この条、第二十二条第三項及び第四項、第二十三条並びに第三十条第一項において同じ。）の規則で定め

前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

3
(略)

(その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲)

第二十七条の二 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券(前条に規定するものを除く。)で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

二 外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。)の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、

るところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

3
(略)

(その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲)

第二十七条の二 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券(前条に規定するものを除く。)で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

二 外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

三 外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。)の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもののうち、

証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取
扱有価証券に該当するもの

(特定有価証券の範囲)

第二十七条の三 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第
四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（第二十七条に
規定するものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下第二
十七条の六までにおいて「特定有価証券」という。）は、次に掲げ
るものとする。

一 法第二条第一項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有
価証券（第二十七条に規定するものを除く。）

二 外国法人の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券
（第二十七条に規定するものを除く。）の性質を有するもので、
証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取
扱有価証券に該当するもの

三 外国法人の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証
券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これに
係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券
が証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは
取扱有価証券に該当するもの

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第六十六條第二項第一号ヨに規定する政令で定める

証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する
もの

(特定有価証券の範囲)

第二十七条の三 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第
四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（第二十七条に
規定するものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下第二
十七条の六までにおいて「特定有価証券」という。）は、次に掲げ
るものとする。

一 法第二条第一項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有
価証券（第二十七条に規定するものを除く。）

二 外国法人の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券
（第二十七条に規定するものを除く。）の性質を有するもので、
証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する
もの

三 外国法人の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証
券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これに
係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券
が証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当す
るもの

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第六十六條第二項第一号ヨに規定する政令で定める

事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。第六号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六 証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七 証券業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請

八～十一 (略)

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

第二十八条の二 法第六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一～十一 (略)

十二 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実

（公表措置）

第三十条 法第六十六条第四項又は第六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 (略)

事項は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六 証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

（新設）

七～十 (略)

（上場会社等に発生した事実に係る重要事実）

第二十八条の二 法第六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一～十一 (略)

十二 (新設)

（公表措置）

第三十条 法第六十六条第四項又は第六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 (略)

二 法第六十三條第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券に該当する株券である場合にあつては、当該有価証券の売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じない各証券業協会とする。以下この条において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

2

(略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六條第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを

二 法第六十三條第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

2

(略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六條第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府

含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)又はその他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。)を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。))の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為(以下この条において「買集め行為」という。)とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合(自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。))が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

(特定株券等の範囲)

第三十三条 法第六十七条第一項に規定する上場等株券等(同項に規定する「上場等株券等」をいう。)又は上場株券等(法第二十四条の六に規定する「上場株券等」をいう。)の発行者である会社の

令で定めるものを除く。)又はその他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。)を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数(株券(外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。)については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。))の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為(以下この条において「買集め行為」という。)とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合(自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。))が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

(特定株券等の範囲)

第三十三条 法第六十七条第一項に規定する上場等株券等(同項に規定する「上場等株券等」をいう。)又は上場株券等(法第二十四条の六に規定する「上場株券等」をいう。)の発行者である会社の

発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二 外国法人の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国法人の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券が証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

第六章の二 課徴金

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特

発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二 外国法人の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

三 外国法人の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券が証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するもの

（新設）

（新設）

定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）又は新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（発行時に確定した元本の償還を受けることができるものを除く。）

二 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券又は新株予約権付社債券以外のもの（発行時に確定した元本の償還を受けることができるものを除く。）

三 新株予約権付社債券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券

四 法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券（株券及び優先出資証券を除く。）

五 法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券（発行時に確定した元本の償還を受けることができるものを除く。）

六 法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（発行時に確定した元本の償還を受けることができるものを除く。）

七 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条に規定する債券を除く。）で株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

八 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（発行時に確定した元本の償還を受けることができるものを除く。）

九 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二

項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号に掲げる権利（発生時に確定した元本の償還を受けることができるものを除く。）に係るオプションを表示するもの

十 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十一 株券、優先出資証券又は第一号から第八号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十二 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利（発生時に確定した元本の償還を受けることができるものを除く。）

（違反行為の開始前の価格）

第三十三条の六 法第七十三条第一項第一号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、証券取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この号及び次号において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の場合 違反行為（法第七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条から第三十三条の八までにおいて同じ。）の直前に証券取引所又は証券業協会が公表した

（新設）

価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所
有価証券市場又は店頭売買有価証券市場以外の有価証券市場で行
われた場合は、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われ
た銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその
他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価
格によることが適当でないことを認める場合を除き、当該有価証券市
場における違反行為の直近の価格

二 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券
等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」とい
う。）の発行、売付け若しくは買付け、外国市場証券先物取引、
有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先物取引又は
有価証券店頭指数等スワップ取引の場合 証券取引所に上場され
ている有価証券、有価証券指数（法第二条第二十一項に規定する
有価証券指数をいう。以下同じ。）若しくはオプション又は店頭
売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものに
つぎ、違反行為の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格
に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場
有価証券の売付け又は買付けが有価証券市場で行われた場合は、
当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が
当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情に
より内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが
適当でないことを認める場合を除き、当該有価証券市場における違反
行為の直近の価格

(法第七十三條の有価証券の売付け等)

第三十三條の七 法第七十三條第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 有価証券の発行又は売付け

二 有価証券指数等先物取引(現実指数(法第二條第二十一項に規定する現実指数をいう。以下同じ。))又は現実数値(同項に規定する現実数値をいう。以下同じ。))が約定指数(同項に規定する約定指数をいう。以下同じ。))又は約定数値(同項に規定する約定数値をいう。以下同じ。))を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

三 有価証券オプション取引(オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。)

四 外国市場証券先物取引(前二号に掲げる取引に類似するものに限る。)

五 有価証券店頭オプション取引(オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

六 有価証券店頭指数等先渡取引(店頭現実指数(法第二條第二十五項に規定する店頭現実指数をいう。以下同じ。))若しくは店頭現実数値(同項に規定する店頭現実数値をいう。以下同じ。))が店頭約定指数(同項に規定する店頭約定指数をいう。以下同じ。))若しくは店頭約定数値(同項に規定する店頭約定数値をいう。以下同じ。))を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となる

(新設)

もの又はこれに類似するものに限る。）

七 有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為により相場を変動させた有価証券店頭指数（法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（法第七十三條の有価証券の買付け等）

第三十三條の八 法第七十三條第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券の買付け
- 二 有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 三 有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）
- 四 外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）
- 五 有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

六 有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実
数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回った場合に金銭
を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限
る。）

七 有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為により相場を変動
させた有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の
約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引
に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において
当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約
定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる
もの又はこれに類似するものに限る。）

（法第七十三條の課徴金の計算に關し必要な事項）

第三十三條の九 法第七十三條の有価証券の売付け等又は有価証券
の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げ
る取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 有価証券指数等先物取引（これに類似する外国市場証券先物取
引を含む。） 約定指数又は約定数値（外国市場証券先物取引に
あつては、これらに相当するもの）

二 有価証券オプション取引（これに類似する外国市場証券先物取
引を含む。）又は有価証券店頭オプション取引 オプションの対
価の額

三 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭約定指数若しくは店頭約定

（新設）

数値又はこれらに類似するもの

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号の取引 同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号の取引 同号に定めるものを乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号の取引 同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号の取引 同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

(法第七百七十四条の有価証券の売付け等)

第三十三条の十 法第七百七十四条第二項に規定する政令で定める取引

(新設)

は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券の売付け
- 二 有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）
- 三 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 四 有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 五 有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為（法第七百七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条から第三十三条の十四までにおいて同じ。）に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

(法第七百七十四条の有価証券の買付け等)

第三十三条の十一 法第七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 有価証券の買付け
- 二 有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 三 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 四 有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 五 有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

(有価証券の売付け等をしたものとみなす場合)

第三十三条の十二 法第七十四条第八項に規定する政令で定める場

(新設)

合は、次に掲げる場合とする。

一 違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合

二 違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十第二号から第五号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

(有価証券の買付け等をしたものとみなす場合)

第三十三条の十三 法第七十四条第九項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合

二 違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十一第二号から第五号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

(法第七十四条の課徴金の計算に関し必要な事項)

第三十三条の十四 法第七十四条の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

- 一 有価証券指数等先物取引 約定指数又は約定数値
- 二 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引

(新設)

(新設)

プシヨンの対価の額

三 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭約定指数若しくは店頭約定
数値又はこれらに類似するもの

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該取引における変化率の
算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券
の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け
等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定め
るものとする。

一 前項第一号の取引 同号に定める約定指数又は約定数値と現実
指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の
額が算出されるもの

二 前項第二号の取引 同号に定めるものを乗ずることにより授受
を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号の取引 同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約
定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずること
により授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似す
るもの

四 前項第四号の取引 同号に定める有価証券店頭指数若しくは有
価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭
指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることに
より授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似する
もの

3 | 法第七百七十四条の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条の有価証券の売付け等にあつては同条の有価証券の買付け等をいい、同条の有価証券の買付け等にあつては同条の有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）したものとみなす。

一 | 有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合 現実指数又は現実数値

二 | 有価証券店頭指数等先渡取引が店頭現実指数若しくは店頭現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合 店頭現実指数若しくは店頭現実数値又はこれらに類似するもの

三 | 有価証券店頭指数等スワップ取引について違反行為に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該変化率の算出に係る約定期間終了時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

四 | 有価証券店頭オプション取引（法第二条第二十六項第二号に規定するものに限る。）について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該意思表示が行われた時の当該オプションの対価の額

4 | 法第七百七十四条の課徴金の計算に関しては、有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。）した場合には、当該オ

ポジションが消滅した時において、自己の計算において反対売買したものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は零とする。

5 | 法第七十四條第一項第一号に掲げる額は、同号イの有価証券の売付け等のうち最も早い時期に行われたものと同号ロの有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものとの組合せを行い、当該組合せを行った後残った当該イの有価証券の売付け等及び当該ロの有価証券の買付け等について同様に組合せを行うべき当該イの有価証券の売付け等又は当該ロの有価証券の買付け等がなくなるまで組合せを行い計算するものとする。

6 | 法第七十四條第一項第二号イに掲げる額は、同号イ(1)の有価証券の売付け等のうち最も早い時期に行われたものと同号イ(2)の有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものとの組合せを行い、当該組合せを行った後残った当該(1)の有価証券の売付け等及び当該(2)の有価証券の買付け等について同様に組合せを行うべき当該(1)の有価証券の売付け等又は当該(2)の有価証券の買付け等がなくなるまで組合せを行い計算するものとする。

7 | 法第七十四條第一項第二号ロに掲げる額は、同号ロ(1)の有価証券の売付け等のうち最も早い時期に行われたものと同号ロ(2)の有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものとの組合せを行い、当該組合せを行った後残った当該(1)の有価証券の売付け等及び当該(2)の有価証券の買付け等について同様に組合せを行うべき当該(1)の有価証券の売付け等又は当該(2)の有価証券の買付け等がなくな

るまで組合せを行い計算するものとする。

(法第七十五條の有価証券の売付け等)

第三十三條の十五 法第七十五條第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 有価証券の売付けその他の有償の譲渡
- 二 有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）
- 三 有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）
- 四 外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）
- 五 有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 六 有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 七 有価証券店頭指数等スワップ取引（法第六十六條第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第六十七條第一項若しくは第三項の株券等に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授

(新設)

受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（法第七十五条の有価証券の買付け等）

第三十三条の十六 法第七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 有価証券の買付けその他の有償の譲受け
- 二 有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 三 有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）
- 四 外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）
- 五 有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 六 有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 七 有価証券店頭指数等スワップ取引（法第六十六条第一項若し

（新設）

くは第三項の特定有価証券等又は法第六十七條第一項若しくは第三項の株券等に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

(法第七十五條の課徴金の計算に關し必要な事項)

第三十三條の十七 法第七十五條の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 有価証券指数等先物取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。） 約定指数又は約定数値（外国市場証券先物取引にあつては、これらに相当するもの）

二 有価証券オプション取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。）又は有価証券店頭オプション取引 オプションの対価の額

三 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

(新設)

前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号の取引 同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号の取引 同号に定めるものを乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号の取引 同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号の取引 同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 法第九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 法第九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公

正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。) (第三十二条第一項及び第二項、第三十八条、第四十条から第四十三条(同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)) (第四十三号の二から第四十六号まで、第六十一条第一項(有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)) (第百二十九条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項(法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。次号において同じ。))に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)の規定

正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。) (第三十二条第一項及び第二項、第三十七条から第四十三条(同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)) (第四十四号から第四十六号まで、第六十一条第一項(有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)) (第百二十九条、第百三十条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十二条から第百七十一条までの規定並びに法第百六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項(法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る法第二十一条に規定する有価証券指数を含む。次号において同じ。))に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)の規定

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三 (略)

四 法第九十九条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十七条まで及び第六百六十八条から第六百七十一条までの規定並びに法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

3 (略)

4 法第九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十七条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三 (略)

四 法第二百二十九条、第三百十条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十七条まで及び第六百六十八条から第六百七十一条までの規定並びに法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

3 (略)

4 法第九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十三号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の七の規定により定

款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第一百九条第一項、第一百五十七條から第一百五十九條まで、第一百六十二条から第一百六十七條まで若しくは第六十八條から第七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二〇三（略）

款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び第六十六条の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三、第一百二十九條、第一百三十條第一項、第一百五十七條から第一百五十九條まで、第一百六十二条から第一百六十七條まで若しくは第六十八條から第七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二〇三（略）

5 法第九十四條の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八條第六号又は第二百二條第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七條の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二條第一項（外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二條第二項、第三十八條、第四十條から第四十二條まで（これらの規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十二條の二（法第六十五條の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條の二から第四十六條まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第一百十九條第一項、第一百五十七條から第五十九條まで、第六十二條から第六十七條まで若しくは第六十八條から第七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

5 法第九十四條の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八條第六号又は第二百二條第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七條の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二條第一項（外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二條第二項、第三十七條から第四十二條まで（これらの規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十二條の二（法第六十五條の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十四條から第四十六條まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第一百二十九條、第一百三十條第一項、第一百五十七條から第五十九條まで、第六十二條から第六十七條まで若しくは第六十八條から第七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二(三) (略)

6 法第九十四條の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第五十五條の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五條の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二條第一項（外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八條、第四十條から第四十二條まで（これらの規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十二條の二（法第六十五條の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同條第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同條の規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條の二から第四十六條まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第一百十九條第一項、第一百五十七條から第五十九條まで、第六十二條から第六十七條まで若しくは第六十八條から第七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二(三) (略)

6 法第九十四條の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第五十五條の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五條の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二條第一項（外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十七條から第四十二條まで（これらの規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十二條の二（法第六十五條の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同條第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同條の規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十四條から第四十六條まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第二百十九條、第三百十條第一項、第一百五十七條から第五十九條まで、第六十二條から第六十七條まで若しくは第六十八條から第七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二〇三 (略)

7 法第九十四條の六第二項第八号に規定する政令で定める権限は、法第八十九條第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第九十四條の六第二項（第八号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九條 (略)

2・3 (略)

4 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十六 (略)

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三條の三 (略)

一〇四 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該証券業協会が売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じない取扱有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。

二〇三 (略)

7 法第九十四條の六第二項第七号に規定する政令で定める権限は、法第八十九條第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第九十四條の六第二項（第七号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九條 (略)

2・3 (略)

4 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一〇十六 (略)

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三條の三 (略)

一〇四 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従た

（）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5
（略）

第四十四条 長官権限のうち法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所又は外国証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2
～
9

10 第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者をいう。

11
～
12
（略）

（課徴金事件のための調査に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の二 長官権限のうち法第九十四条の六第二項の規定に

る事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5
（略）

第四十四条 長官権限のうち法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所又は外国証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2
～
9

10 第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所若しくは店頭売買有価証券の発行者をいう。

11
～
12
（略）

（新設）

より委員会に委任された同項第七号に掲げる権限は、法第七十七
条に規定する課徴金に係る事件（第五項において「課徴金事件」と
いう。）の事件関係人又は参考人（以下この条において「事件関係
人等」という。）の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地
が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支
局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げ
ない。

2 前項の委員会の権限（法第七十七條第一号に関するものに限る
。）については、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほ
か、事件関係人等の居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地
が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支
局長）も行うことができる。

3 第一項の委員会の権限（法第七十七條第二号に関するものに限
る。）については、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長
のほか、同条第二号に規定する事件関係人の営業所その他必要な場
所（次項において「営業所等」という。）の所在地を管轄する財務
局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつて
は、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前二項の規定により事件関係人等に対して質問し、又はこれらの
者から意見若しくは報告を徴し又は検査（次項において「検査等」
という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域
外にある営業所等に対する検査の必要を認めるときは、当該営業所
等に対し、検査を行うことができる。

5| 前各項の規定により事件関係人等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該事件関係人等以外の同一課徴金事件に係る事件関係人等に対して検査等の必要を認めるときは、当該事件関係人等以外の同一課徴金事件に係る事件関係人等に対し、検査等を行うことができる。

○ 外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）

改正案	現行
<p>（禁止行為から除かれる行為）</p> <p>第十二条の四 証券取引法施行令第十五条の七の規定は、法第十四条第一項、第二項及び第四項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める取引について準用する。</p> <p>（最良執行方針等）</p> <p>第十三条の二 証券取引法施行令第十六条の二の規定は、法第十四条第一項において証券取引法第四十三条の二の規定を準用する場合について準用する。</p> <p>（分別保管の対象から除かれる取引）</p> <p>第十四条 証券取引法施行令第十六条の二の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第一項に規定する政令で定める取引について準用する。</p> <p>（顧客の有価証券を担保に供する行為等についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）</p> <p>第十四条の二 証券取引法施行令第十六条の二の三の規定は、法第十四条第一項において証券取引法第四十七条の二第二項において準用</p>	<p>（新設）</p> <p>（分別保管の対象から除かれる取引）</p> <p>第十四条 証券取引法施行令第十六条の二の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第一項に規定する政令で定める取引について準用する。</p> <p>（顧客の有価証券を担保に供する行為等についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）</p> <p>第十四条の二 証券取引法施行令第十六条の二の二の規定は、法第十四条第一項において証券取引法第四十七条の二第二項において準用</p>

する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第二十條 法第四十二條第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 法第七條第三項において準用する証券取引法第二十九條の二第一項(有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二條第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同條第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)の規定

- 二 法第十四條において準用する証券取引法第三十二條第一項、第三十八條、第四十條から第四十三條(同條第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は同法第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二條第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同條第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を確保するためのものに限る。)まで及び第四十三條の二から第四十六條までの規定

- 三 証券取引法第十九條第一項、第一百五十七條から第五十九條から第六十二條から第七十一條までの規定並びに同法第六十一條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)

する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第二十條 法第四十二條第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 法第七條第三項において準用する証券取引法第二十九條の二第一項(有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二條第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同條第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)の規定

- 二 法第十四條において準用する証券取引法第三十二條第一項、第三十七條から第四十三條(同條第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は同法第二條第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二條第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同條第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を確保するためのものに限る。)まで及び第四十四條から第四十六條までの規定

- 三 証券取引法第二十九條、第三十條第一項、第一百五十七條から第五十九條まで及び第六十二條から第七十一條までの規定並びに同法第六十一條第一項(同條第二項において準用する

の規定に基づく内閣府令の規定

(犯則事件の範囲)

第二十三条 法第五十三条に規定する政令で定める罪は、法第四十五条第三号の罪、法第四十八条第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第十号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）、法第四十八条第五号若しくは第六号の罪、法第五十条第三号の罪又は法第五十一条第三号の罪とする。

場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

(犯則事件の範囲)

第二十三条 法第五十三条に規定する政令で定める罪は、法第四十五条第三号の罪、法第四十八条第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）、法第四十八条第五号若しくは第六号の罪、法第五十条第三号の罪又は法第五十一条第三号の罪とする。

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年十一月十七日政令第四百八十号）

改 正 案

<p>（投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え）</p> <p>第二十九条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法第三十三条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		読み替える証券取引法の規定	(略)	第四十二条第一項（第二号から第四号まで及び第七号
		読み替えられる字句	(略)	(略)
		読み替える字句	(略)	(略)

現 行

<p>（投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え）</p> <p>第二十九条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法第三十三条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		読み替える証券取引法の規定	(略)	第四十二条第一項（第二号から第四号まで、第七号及
		読み替えられる字句	(略)	(略)
		読み替える字句	(略)	(略)

(略)	から第九号までを除く。							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等
 に関し証券取引法を準用する場合の読替え)
 第九十九条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特

(略)	び第八号を除く。							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等
 に関し証券取引法を準用する場合の読替え)
 第九十九条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特

2					
(略)	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2					
(略)	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年十一月十七日政令第四百七十九号）

改正案

<p>（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 法第百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>				読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
				（略）	（略）	（略）
第四十二条第一項（第二号から第四号まで及び第七号から第九号まで）	（略）	（略）	（略）			

現行

<p>（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 法第百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>				読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
				（略）	（略）	（略）
第四十二条第一項（第二号から第四号まで、第七号及び第八号を除く）	（略）	（略）	（略）			

(略)	でを除く。)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	く。)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案	現行
<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十五条の七第一項又は第二項の決定（同法第八十五条の八第五項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法第八十五条の十四第二項の規定による延滞金</p>	<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p>